

（新）水俣病情報センター国際発信機能強化事業

12百万円（0百万円）

国立水俣病総合研究センター

1. 事業の必要性・概要

水俣病情報センターは、国立水俣病総合研究センターの附属施設として平成13年に設置され、隣接する熊本県環境センター、水俣市水俣病資料館と連携し①水俣病に関する資料及び情報の収集、保管、整理②展示や情報ネットワークを通じて研究者や市民に情報提供③水俣病に関する学術交流等の場の提供等を通じて、水俣病についての理解の促進、水俣病の教訓の伝達、水俣病及び水銀に関する研究に資することを目的としている。

本年10月に熊本市、水俣市において開催された外交会議において「水銀に関する水俣条約」が締結され、今後、条約の早期発効に向けて我が国がホスト国として関係各国を牽引していく中で、水俣病情報センターは水銀に特化した発信施設として国際的な認知度、注目度が高くなるとともに、水銀条約会議にて石原環境大臣が表明した「MOYAIイニシアチブ」で謳われている「水俣発の発信・交流」における中核施設として機能することが求められている。

このため、今後増加が見込まれる関係各国との共同研究や技術支援における国際的な情報発信施設として利用するとともに、最新の知見・技術を共有するための国際的なシンポジウム等の各種イベントの実施会場として水俣病情報センターを活用していくためには、現状対応の遅れている展示物の増強及び館内表示等の多言語化を図り、国際的な発信力を強化することが必要である。

2. 事業計画（業務内容）

隣接する熊本県環境センター、水俣市水俣病資料館との連携を強化し、それぞれの施設の特性に応じた展示、情報発信を行う。水俣病情報センターでは、世界の中での水銀中毒の現状、メチル水銀・無機水銀・金属水銀の化学形態ごとの水銀の特性や人体への影響、水銀の低濃度ばく露影響等について、理解し易い展示を多言語（5カ国語）で表示し、とりわけ国外からの来訪者に対する情報発信を強化する。

3. 施策の効果

水俣病情報センターの展示物の増強及び館内表示等の多言語化を図ることで、水銀条約会議で締結された水銀の大気・水・土壌への放出への対策、水銀を含む製品の制限、水銀の適正な管理、水銀に関する情報交換・研究成果の普及等について国際的な理解度を高めることができるとともに、条約締結国の責務の達成及び条約の早期発効に貢献する。

水俣病情報センター国際発信機能強化事業

平成26年度予算（案）額：12百万円（0百万円）

支出先：民間団体等

情報センターの役割

水俣病・水銀研究に関する

- ①資料, 情報収集
- ②展示, 情報ネットワーク・交流事業を通じた情報発信
- ③理解促進・教訓伝達
- ④研究成果の発信

水銀に関する水俣条約
MOYAIイニシアチブ

- ・国際的な認知度, 注目度UP
- ・海外からの来館者の増加

展示の増強・多言語表示
(英・中・ハンブル・スペイン・ポルトガル)

- 水銀条約の早期発効に貢献
- 途上国への水銀事業に関する技術の発信